



税務署からのお知らせ



「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ

『確定申告書を税務署に提出される場合』や『6団体以上の自治体へふるさと納税（寄附）を行う場合』などは、**ふるさと納税ワンストップ特例の申請は無効**となります。（ワンストップ特例の適用を受けることができません）

ふるさと納税
についてはこちら



確定申告書提出済の方

ワンストップ特例申請分を含め、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除に含めた**「更正の請求書」**の提出が必要です

★ 既に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除に含めて確定申告書を提出されている方は提出不要です

確定申告書未提出の方

ワンストップ特例申請分を含め、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除に含めた**「確定申告書」**の提出が必要です



確定申告書や更正の請求書の作成等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください!!

- ★ 画面の案内に従って金額等を入力することにより、控除額や税額などが自動計算され、確定申告書や更正の請求書を作成できます。
- ★ 作成した確定申告書や更正の請求書は、スマホ（注1）とマイナンバーカード（注2、3）を利用して、電子送信（e-Tax）できます。（書面作成も可能です。確定申告書や更正の請求書をコンビニ等で印刷して、税務署への提出が必要です）
- ★ 更に、マイナポータル（アプリ）連携することで、給与の源泉徴収票や寄附金（ふるさと納税）の受領書などの内容、金額等を自動入力（注4）できます。

確定申告書等作成
コーナーは**こちら**



（注1） パソコンでも電子送信可能ですが、マイナンバーカードの電子証明を読み込む装置（カードリーダー）などが必要となります

（注2） マイナンバーカードの暗証番号2種類（利用者証明用暗証番号（数字4桁）、署名用暗証番号（英数字6～16文字））が必要となります

（注3） 税務署からの発行済み「ID・パスワード」をお持ちの方は、マイナンバーカードがない場合でも電子送信が可能です

（注4） 連携には、事前の手続き等が必要となります。また、連携完了まで所要の日数を要する場合もあります。

ふるさと納税に係る**更正の請求書**の作成例

①スマホ・マイナカードを利用（読取）・
入力し、電子送信（e-Tax）する例



②スマホ・パソコンを利用・入力し、
書面で印刷する例

ふるさと納税に係る**確定申告書**の作成（動画）

動画でみる確定申告（YouTube）
＜ふるさと納税編＞

マイナポータル連携を利用して
ふるさと納税に係る寄附金控除
の入力を行う方法のご案内（動画）



（裏面もご覧ください）

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の操作などに関するお問合せ



自宅で申告書や更正の請求書を作成中だけど、操作方法が分からないんです…

大丈夫！！作成コーナーの操作に関するご質問は、**チャットボットや電話（ヘルプデスク）**で問い合わせることができます。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク **0570-01-5901**
作成コーナーの操作方法などに関するご質問

e-コクセイ

(全国一律市内通話料金)

➤ 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)

間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

個人の方の国税に関する相談は、チャットボット(ふたば)をご利用ください。

※24時間利用可能

チャットボットへのご相談はこちらから



税務職員
ふたば



マイナンバーカード発行時に設定したパスワードを忘れてしまった場合やロックされている場合は、お住まいの市区町村窓口にお問合せください。

電話による税務相談に関するお問合せ



自宅で申告書を作成中なんだけど、申告内容に関して分からないことがあるので相談したいんだけど、どうすればいいかな？

国税に関する一般的なご相談は、**電話で問い合わせることができます。**
国税相談専用ダイヤル(0570-00-5901)にお電話ください。



来署による税務相談に関するお問合せ



調べてみても、必要書類が分からなかったり、申告書や更正の請求書の作成の仕方が分からない場合はどうしよう？

申告書や更正の請求書は、税務署で相談の上、作成・提出することもできます。

税務署での相談は、事前に予約が必要です。

※ ご持参いただく必要書類等は、予約の際にご確認ください。

※ **相談枠には限りがあります。** 予めご了承ください。



※ 税務署にお電話いただけますと、自動音声によりご案内しております。相談内容に応じて該当の番号を選択してください。